

令和3年12月28日(火)～令和4年1月14日(金)開催
令和3年度第2回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料3

令和4年度 旭川市国民健康保険料について (諮問事項及び答申案)

旭川市福祉保険部
国民健康保険課

諮問事項と答申の方向性

諮問事項		令和3年度	財源	令和4年度予定 激変緩和措置 (赤字解消計画) ※1	答申の方向性		
					据え置き	拡大	縮小又は廃止
1	基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免	減免額1,500円/人 【R3当初賦課】 ・対象16,892人 ・金額 3,378万円	一般会計	減免額 1,000円/人	①減免額 1,500円/人	②減免額 1,500円以上/人	③減免額 1,000円/人 ④廃止
2	7割・5割軽減対象世帯の減免	減免額 500円/人 【R2当初賦課】 ・対象36,138人 ・金額 1,806万円	一般会計 ↓ 基金	減免額 500円/人 ※赤字解消済	①減免額 500円/人	②減免額 500円以上/人	③廃止
3	市独自の低所得世帯の軽減	1割軽減 【R2当初賦課】 ・対象110世帯 ・金額 84万円	一般会計 ↓ 基金	廃止 ※赤字解消済	①軽減割合を1割	②軽減割合を1割以上	③廃止
4	18歳未満の均等割減免 ※2	5割減免(最大) 【R2当初賦課】 ・対象2,000人 ・金額3,626万円 ・未就学児含む	一般会計 ↓ 基金	5割減免 (未就学児除く) (他軽減施策適用後) ※赤字解消済	①減免割合を最大5割(他の軽減施策を含め均等割を最大5割減免)	②減免割合を5割(他の軽減施策適用後均等割5割減免)※国準拠	③減免割合を最大3割(他の軽減施策を含め均等割を最大3割減免) ④廃止
5	賦課限度額	99万円	/	※赤字解消計画に記載なし			
				102万円	①99万円	②102万円 (政令基準)	

※1 赤字解消計画…北海道国民健康保険運営方針において、保険料水準の統一に向けて、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を含む赤字のある市町村は、6年以内の赤字解消計画を策定し、計画的に赤字を解消することとされている。

※2 厚労省は、令和4年度から国保の未就学児の均等割保険料を5割軽減する制度を導入。(他の軽減施策適用後の均等割額から5割軽減)

保険料統一までの激変緩和計画

令和6年度の保険料水準の統一に向けて、低所得者層で大幅に保険料が上がることから、一般会計繰入金により平成30年度から6年間の激変緩和措置を講じている。

激変緩和計画では、市独自軽減策の縮小を行うことが検討されているところであるが、その時々々の社会情勢を十分考慮し、被保険者に対し急激な負担増が生じないよう毎年検討を重ねることとする。

(1) 介護分保険料を減免 (財源: 一般会計)

基礎控除後所得167万円以下の世帯の介護2号被保険者にかかる介護分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額

(単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500	0



計画どおり推移

実施状況	—	3,000	2,500	2,000	1,500			

(2) 支援金分保険料を減免 (財源: 基金)

7割軽減・5割軽減の対象世帯の被保険者にかかる支援金分保険料の減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免額

(単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免額	—	500	500	500	500	500	500	0



計画どおり推移

実施状況	—	500	500	500	500			

(3) 18歳未満減免 (財源: 基金)

18歳未満の被保険者にかかる均等割減免を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの減免割合

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
減免割合	5割	3割	3割	2割	2割	1割	1割	—



R2は保険料の急激な増加への対応で5割に戻した。
R3は国がR4から未就学児の均等割5割軽減制度の導入情報があり据え置き。

実施状況	5割	3割	3割	5割	5割			

(4) 市独自軽減 (財源: 基金)

市独自の保険料軽減を段階的に縮小する。

○H29年度に計画したR6年度までの軽減割合

(単位: 円)

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
軽減割合	2割	1割	1割	—	—	—	—	—



R2は保険料の急激な増加への対応で据え置き。
R3は賦課割合見直しに伴う単身世帯の保険料増加への対応で据え置き。

実施状況	2割	1割	1割	1割	1割			

諮問事項1, 2

年齢別被保険者数及び軽減対象世帯数の割合

○ 年齢別被保険者数

(単位:人)

年齢	被保険者数	構成割合
0～4歳	847	1.31%
5～9歳	1,127	1.74%
10～14歳	1,244	1.92%
15～19歳	1,457	2.24%
20～24歳	1,358	2.09%
25～29歳	1,396	2.15%
30～34歳	1,667	2.57%
35～39歳	2,400	3.70%
40～44歳	2,797	4.31%
45～49歳	3,391	5.22%
50～54歳	3,595	5.54%
55～59歳	3,660	5.64%
60～64歳	6,042	9.31%
65～69歳	12,966	19.98%
70～74歳	20,955	32.28%
合計	64,902	100.00%

※R3.11月末現在(加入状況)

○ 低所得者の軽減世帯数・被保険者数

(単位:世帯,人)

軽減割合	世帯数	構成割合	被保険者数	構成割合
7割軽減	17,904	39.87%	24,147	33.98%
5割軽減	8,083	18.00%	14,738	20.74%
2割軽減	5,390	12.00%	9,884	13.91%
軽減なし	13,410	29.86%	22,150	31.17%
市独自1割	116	0.27%	144	0.20%
合計	44,903	100.00%	71,063	100.00%

※R3.11月末現在の令和3年度累計

介護分保険料あり
(全体の30.02%)

・全体の約7割(69.87%)が保険料軽減対象世帯

・年金収入の世帯が多いことが影響 (65歳以上の場合,年金収入が年間330万円未満で公的年金所得控除110万円あり)

・65歳から74歳までが全体の約半分(52.26%)

・退職後に国保に加入する人が多い

旭川市の国保加入者は,年金収入(所得が低い)の単身・2人世帯が多い

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた介護分保険料の減免の答申案について

答申案① 減免額の据え置き(赤字解消計画の保留)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を一時保留し、令和4年度は減免額を令和3年度と同額の1,500円とすること。

答申案② 減免額の拡大(赤字解消計画の見直し)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を見直し、令和4年度は減免額を2,000円に拡大すること。

答申案③ 減免額の縮小(赤字解消計画どおり)

※市の考え方

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められていることから、赤字解消計画どおり令和4年度は減免額を500円縮小し1,000円とすること。

答申案④ 減免制度の廃止(赤字解消計画の早期解消)

基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。

諮問事項 2

7割・5割軽減対象世帯の減免について

令和4年度は、低所得世帯の急激な保険料の上昇を抑えるための激変緩和措置として7割・5割軽減対象世帯の保険料を被保険者1人につき500円を減免

◎令和4年度保険料の対前年度比較

・介護分なし…2人世帯(65歳以上), 夫:年金収入, 妻:年金(国民年金老齢基礎年金)収入

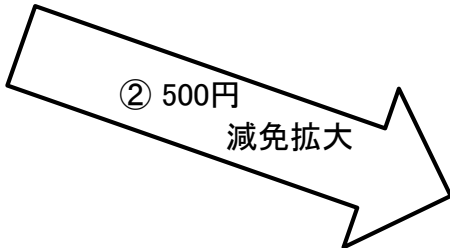
所得金額	軽減
430,000	7割
530,000	5割
700,000	5割
900,000	5割
1,100,000	2割
1,300,000	2割
1,500,000	
1,700,000	
1,900,000	
2,100,000	

令和4年度保険料 答申案① 500円減免据置	
保険料合計	対前年度
30,170	160
62,240	410
81,380	690
103,900	1,010
158,610	1,500
181,130	1,820
224,480	2,250
247,000	2,570
269,520	2,890
292,040	3,210



令和4年度保険料 答申案③ 500円減免廃止			
所得金額	軽減	保険料合計	対前年度
430,000	7割	31,170	1,160
530,000	5割	63,240	1,410
700,000	5割	82,380	1,690
900,000	5割	104,900	2,010
1,100,000	2割	158,610	1,500
1,300,000	2割	181,130	1,820
1,500,000		224,480	2,250
1,700,000		247,000	2,570
1,900,000		269,520	2,890
2,100,000		292,040	3,210

7割・5割軽減対象世帯の保険料が被保険者1人につき500円上昇(2人世帯では1,000円上昇)



令和4年度保険料 答申案② 500円減免拡大			
所得金額	軽減	保険料合計	対前年度
430,000	7割	28,170	-1,840
530,000	5割	60,240	-1,590
700,000	5割	79,380	-1,310
900,000	5割	101,900	-990
1,100,000	2割	158,610	1,500
1,300,000	2割	181,130	1,820
1,500,000		224,480	2,250
1,700,000		247,000	2,570
1,900,000		269,520	2,890
2,100,000		292,040	3,210

減免を1,000円に拡大すると保険料は被保険者1人につき△500円減(2人世帯では△1,000円減)

答申案① 減免額の据え置き

※市の考え方

7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であり、保険料の負担増を緩和するため基金を活用し被保険者1人につき500円減免とすること。

答申案② 減免額の拡大

7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であり、賦課割合の見直しにより特に単身世帯の保険料が増加することから、緩和措置を拡充すべきであるため、基金を活用し被保険者1人当たりの減免額を拡大すること。

答申案③ 減免制度の廃止

7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であるが、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。

諮問事項3

低所得世帯の市独自1割軽減について

- 軽減基準:「(基礎控除43万円+1万円)+37万円×(世帯主を除く被保険者数+特定同一世帯所属者数)+37万円」以下
- 国の軽減基準に該当せず, 上記の軽減基準に該当する世帯の均等割及び平等割を1割軽減

○ケース1 夫婦2人(2人とも国保の被保険者)

7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
軽減基準額	43万円	100万円	147万円

○ケース2 夫婦2人(夫が後期高齢者, 妻が国保 世帯主は夫(擬制世帯主))

擬制世帯主の世帯だけ
市独自1割軽減がある

7割軽減	5割軽減	2割軽減	市独自1割軽減	軽減なし
軽減基準額	43万円	71万5千円	95万円	118万円

○ケース3 夫婦2人(夫が国保, 妻が後期高齢者 世帯主は夫(国保主))

同じ世帯構成でも世帯主が国保
だと市独自1割軽減はない

7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
軽減基準額	43万円	71万5千円	95万円

諮問事項3

低所得世帯の市独自1割軽減廃止による影響

○被保険者1人, 介護分あり, 軽減基準額(世帯合計額)R3~118万円

令和3年度料率	医療分	支援金分	介護分	合計
賦課総額(千円)	4,800,740	1,576,102	450,471	
所得割(%) (41%)	8.37	2.73	2.21	13.31
均等割(円) (41%)	25,620	8,420	8,220	42,260
平等割(円) (18%)	26,640	8,750	6,360	41,750
賦課限度額	630,000	190,000	170,000	990,000

令和4年度料率	医療分	支援金分	介護分	合計	対現行
賦課総額(千円)	4,874,095	1,552,219	498,344		
所得割(%) (41%)	8.56	2.70	2.43	13.69	0.38
均等割(円) (35%)	25,960	8,270	9,080	43,310	1,050
平等割(円) (24%)	26,950	8,590	7,040	42,580	830
賦課限度額	650,000	200,000	170,000	1,020,000	30,000

均等割+平等割の現行との差額 650 -310 1,540 1,880

○令和3年度1割軽減あり

※介護分激変緩和措置 1,500円

収入金額	所得金額	軽減	令和3年度保険料 ※1割軽減あり			
			医療分	支援金分	介護分	合計 A
1,500,000	950,001	1割	90,540	29,630	23,100	143,270
1,550,000	1,000,000	1割	94,720	31,000	24,200	149,920
1,650,000	1,100,000	1割	103,090	33,730	26,410	163,230
1,700,000	1,150,000	1割	107,280	35,090	27,520	169,890
1,730,000	1,180,000	1割	109,790	35,910	28,180	173,880

○令和4年度 1割軽減継続

※介護分激変緩和措置 1,000円

(単位:円)

所得金額	軽減	令和4年度保険料 ※1割軽減あり					差額 B-A
		医療分	支援金分	介護分	合計 B		
950,001	1割	92,120	29,210	26,130	147,460	4,190	
1,000,000	1割	96,400	30,560	27,350	154,310	4,390	
1,100,000	1割	104,960	33,260	29,780	168,000	4,770	
1,150,000	1割	109,240	34,610	30,990	174,840	4,950	
1,180,000	1割	111,810	35,420	31,720	178,950	5,070	

保険料は医療費等の自然増分+介護分の激変緩和措置500円減額分]増加

対象者数の推移

年度	世帯数	被保険者数
H25年度	1,048	2,097
H26年度	153	225
R1年度	111	135
R2年度	111	126
R3年度	116	144

R3は1割軽減対象
116世帯中, 115
世帯が擬制世帯主
世帯

○令和4年度 1割軽減廃止

※介護分激変緩和措置 1,000円

(単位:円)

所得金額	軽減	令和4年度保険料 ※1割軽減なし					差額 C-A
		医療分	支援金分	介護分	合計 C		
950,001	0割	97,420	30,900	27,250	155,570	12,300	
1,000,000	0割	101,700	32,250	28,470	162,420	12,500	
1,100,000	0割	110,260	34,950	30,900	176,110	12,880	
1,150,000	0割	114,540	36,300	32,110	182,950	13,060	
1,180,000	0割	117,110	37,110	32,840	187,060	13,180	

保険料は「上記増加分+均等割・平等割の1割分」増加

前年度と比べると

- 1割軽減を継続した場合, 4,190円~ 5,070円増額。
- 1割軽減を廃止した場合, 12,300円~ 13,180円増額。

1割軽減がない場合とある場合を比べると, 8,110円の差額がある。

○令和4年度 1割軽減なしとありで比較

(単位:円)

所得金額	軽減	差額 (1割軽減なし-1割軽減あり)				
		医療分	支援金分	介護分	差額	差額 C-B
950,001	0割	5,300	1,690	1,120	8,110	8,110
1,000,000	0割	5,300	1,690	1,120	8,110	8,110
1,100,000	0割	5,300	1,690	1,120	8,110	8,110
1,150,000	0割	5,300	1,690	1,120	8,110	8,110
1,180,000	0割	5,300	1,690	1,120	8,110	8,110

差額は均等割・平等割の1割分

答申案① 軽減割合の据え置き

市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきであるが、基金を活用し軽減割合を令和3年度と同率の1割軽減とすること。

答申案② 軽減割合の拡大

市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきであるが、基金を活用し軽減割合を拡大すること。

答申案③ 軽減制度の廃止

※市の考え方

市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。また、廃止に伴う当該財源は他の減免に充当すべきである。

諮問事項4

18歳未満の均等割減免(対象範囲の比較)

※2021年5月末現在

これまでの市独自子ども減免の対象範囲

	7割 軽減	5割 軽減	2割 軽減	1割 軽減	軽減 なし	合計
17歳	100	99	44	0	87	330
16歳	84	100	34	0	71	289
15歳	76	87	43	0	80	286
14歳	73	98	32	0	76	279
13歳	62	92	28	0	67	249
12歳	69	86	25	0	74	254
11歳	73	55	27	0	70	225
10歳	76	77	34	0	73	260
9歳	77	69	20	0	66	232
8歳	69	62	34	0	84	249
7歳	74	57	30	1	76	238
6歳	70	53	25	0	68	216
5歳	58	40	27	0	59	184
4歳	52	50	21	0	66	189
3歳	42	32	12	0	77	163
2歳	45	30	23	0	60	158
1歳	37	39	17	0	81	174
0歳	43	31	16	0	66	156

+

国の子ども軽減の対象範囲

	7割 軽減	5割 軽減	2割 軽減	1割 軽減	軽減 なし	合計
17歳	100	99	44	0	87	330
16歳	84	100	34	0	71	289
15歳	76	87	43	0	80	286
14歳	73	98	32	0	76	279
13歳	62	92	28	0	67	249
12歳	69	86	25	0	74	254
11歳	73	55	27	0	70	225
10歳	76	77	34	0	73	260
9歳	77	69	20	0	66	232
8歳	69	62	34	0	84	249
7歳	74	57	30	1	76	238
6歳	70	53	25	0	68	216
5歳	58	40	27	0	59	184
4歳	52	50	21	0	66	189
3歳	42	32	12	0	77	163
2歳	45	30	23	0	60	158
1歳	37	39	17	0	81	174
0歳	43	31	16	0	66	156

=

国の子ども軽減の対象範囲と市独自の子ども減免の対象範囲

	7割 軽減	5割 軽減	2割 軽減	1割 軽減	軽減 なし	合計
17歳	100	99	44	0	87	330
16歳	84	100	34	0	71	289
15歳	76	87	43	0	80	286
14歳	73	98	32	0	76	279
13歳	62	92	28	0	67	249
12歳	69	86	25	0	74	254
11歳	73	55	27	0	70	225
10歳	76	77	34	0	73	260
9歳	77	69	20	0	66	232
8歳	69	62	34	0	84	249
7歳	74	57	30	1	76	238
6歳	70	53	25	0	68	216
5歳	58	40	27	0	59	184
4歳	52	50	21	0	66	189
3歳	42	32	12	0	77	163
2歳	45	30	23	0	60	158
1歳	37	39	17	0	81	174
0歳	43	31	16	0	66	156

現状では、7割軽減及び5割軽減適用の子育て世帯では、子どもが6歳到達時以降、国の子ども軽減の適用が外れ、市独自の子ども減免の適用も対象にならないため、保険料が3,890円～6,490円ほど上がる。

また、2割軽減適用の子育て世帯では、子どもが6歳到達時以降、国の子ども軽減の適用が外れ、市独自の子ども減免が適用になるが計算方法が異なるため、保険料が2,600円ほど上がる。

諮問事項4

18歳未満の均等割減免(減免方法の比較)



諮問事項4

18歳未満の均等割減免(将来推計の比較)

市費負担あり

市費負担あり(国1/2, 道1/4, 市1/4)

		7割 軽減	5割 軽減	2割 軽減	1割 軽減	軽減 なし	合計	A 市独自子ども減免のみ	B 国の子ども軽減+ 市独自子ども減免	C 国の子ども軽減+ 市独自子ども減免(対象拡大)	差額				
		対象人数	減免額					対象人数	減免額		対象人数	減免額		A-B	A-C
2021	0-5歳	277	222	116	0	409	4,132	1,794	¥27,185,897	1,269	¥23,279,762	3,107	¥35,847,330	A-B	¥3,906,135
	6-17歳	903	935	376	1	892								A-C	▲¥8,661,433
2022	0-5歳	260	210	104	0	415	3,950	1,744	¥26,668,503	1,224	¥22,634,285	2,961	¥34,550,591	A-B	¥4,034,218
R4	6-17歳	861	876	359	1	864								A-C	▲¥7,882,088
2023	0-5歳	246	183	97	0	414	3,801	1,717	¥26,348,723	1,206	¥22,265,133	2,861	¥33,589,301	A-B	¥4,083,590
R5	6-17歳	829	826	346	1	859								A-C	▲¥7,240,578
2024	0-5歳	239	171	97	0	400	3,646	1,670	¥25,755,313	1,172	¥21,699,731	2,738	¥32,378,708	A-B	¥4,055,582
R6	6-17歳	795	771	315	1	856								A-C	▲¥6,623,395
2025	0-5歳	226	158	86	1	403	3,490	1,636	¥25,316,148	1,147	¥21,229,465	2,617	¥31,182,814	A-B	¥4,086,683
R7	6-17歳	767	703	306	1	840								A-C	▲¥5,866,666
2026	0-5歳	219	132	78	1	384	3,356	1,613	¥25,044,920	1,150	¥21,147,858	2,542	¥30,519,336	A-B	¥3,897,062
R8	6-17歳	742	650	295	1	854								A-C	▲¥5,474,416
2027	0-5歳	204	110	70	1	379	3,208	1,584	¥24,657,520	1,133	¥20,779,316	2,445	¥29,548,206	A-B	¥3,878,204
R9	6-17歳	716	595	286	1	846								A-C	▲¥4,890,686
2028	0-5歳	188	88	63	1	374	3,081	1,554	¥24,290,869	1,117	¥20,420,218	2,368	¥28,786,458	A-B	¥3,870,651
R10	6-17歳	684	568	274	1	841								A-C	▲¥4,495,589
2029	0-5歳	172	66	55	1	369	2,911	1,513	¥23,773,816	1,088	¥19,882,298	2,248	¥27,597,440	A-B	¥3,891,518
R11	6-17歳	646	514	254	1	833								A-C	▲¥3,823,624
2030	0-5歳	157	47	47	1	365	2,763	1,490	¥23,493,160	1,078	¥19,630,364	2,147	¥26,712,935	A-B	¥3,862,796
R12	6-17歳	604	465	246	1	830								A-C	▲¥3,219,775
2031	0-5歳	141	31	39	1	360	2,593	1,434	¥22,733,494	1,034	¥18,854,875	2,021	¥25,361,054	A-B	¥3,878,619
R13	6-17歳	567	420	224	2	809								A-C	▲¥2,627,560

基金残高の枯渇が懸念されるが、ここ数年は微増傾向で推移していることから、財源的には支障ないと思われる。

年度末基金残高の推移

H28	¥0
H29	¥310,697,851
H30	¥599,013,866
R1	¥622,877,873
R2	¥571,150,737
R3見込み	¥661,488,857

従来の市独自子ども減免を今後も継続した場合の減免額推移

従来の市独自子ども減免を今後も継続かつ国が負担する未就学児分を除いた減免額推移

従来の市独自子ども減免を廃止し、国が負担する未就学児分と同様に、未就学児以外にも国基準を適用させた場合の減免額推移

2022年以降、B案は国が未就学児分を負担するので、財源的には負担が軽減するが、国と市では減免方法等が異なるので、就学児以降で減免対象とならない世帯(7割・5割軽減世帯)が生じる。
C案は、これまでの市の減免方法を廃止し、未就学児以外の者も、国の基準同様に減免対象とすることで、B案とは異なり減免対象とならない世帯は生じないが、財源的には負担額が約800万円をピークに増えるが、今後10年間では若年層の加入が大きく減少するのに伴い、A案との負担額の差は300万円弱まで縮小する見込みである。

- 平成28年度に制度開始(5割減免) → 平成30年度に3割減免 → 令和2年度 5割減免
- 令和4年度(2022年)から、国が未就学児を対象に均等割額5割軽減制度を創設

答申案① 減免割合の据え置き

本市独自の18歳未満の均等割減免については、未就学児を除き従前の対象範囲等(他の軽減制度を含む最大5割の減免)の考え方で継続すること。

答申案② 減免割合の拡大

※市の考え方

本市独自の18歳未満の均等割減免については、未就学児を除き従前の対象範囲等の考え方では、未就学児から就学児に移行の際、未就学児の時と同様に軽減(減免)を受けられない世帯が生じることから、これらの世帯が未就学児の時から就学児以降も同様に減免が受けられるよう、国に準拠した形で18歳未満(未就学児を除く)の均等割減免とすること。

答申案③ 減免割合の縮小

本市独自の18歳未満の均等割減免については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきであるため、激変緩和計画に基づき減免割合を縮小すること。

答申案④ 減免制度の廃止

18歳未満の均等割減免については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。

諮問事項5

賦課限度額による保険料比較

○40歳夫婦
○夫のみ給与と所得

2人

限度額3万円の引き上げで、所得割料率が概ね0.05%引き下がると想定

(単位:円)

			令和4年度保険料 ※限度額据え置き			
			医療分	支援金分	介護分	合計
賦課総額(千円)			4,874,095	1,552,219	498,344	
所得割 (41%)			8.56	2.70	2.43	
均等割 (35%)			25,960	8,270	9,080	
平等割 (24%)			26,950	8,590	7,040	
賦課限度額			630,000	190,000	170,000	990,000
収入金額	所得金額	軽減	保険料	保険料	保険料	合計保険料
980,000	430,000	7割	23,640	6,530	5,550	35,720
1,080,000	530,000	5割	47,990	14,250	13,030	75,270
1,250,000	700,000	5割	62,540	18,840	17,160	98,540
1,500,000						132,760
1,650,000						193,040
1,971,420						220,420
2,257,140						273,680
2,542,850						301,060
2,828,570						328,440
3,114,280						355,820
3,675,000						412,580
4,175,000	2,900,000		290,300	91,820	85,220	467,340
4,675,000	3,300,000		324,540	102,620	94,940	522,100
5,175,000	3,700,000		358,780	113,420	104,660	576,860
5,675,000	4,100,000		393,020	124,220	114,380	631,620
6,175,000	4,500,000		427,260	135,020	124,100	686,380
6,666,667	4,900,000		461,500	145,820	133,820	741,140
7,111,111	5,300,000		495,740	156,620	143,540	795,900
7,555,556	5,700,000		529,980	167,420	153,260	850,660
8,000,000	6,100,000		564,220	178,220	162,980	905,420
8,444,444	6,500,000		598,460	189,020	170,000	957,480
8,850,000	6,900,000		630,000	190,000	170,000	990,000

R3において賦課限度額が、国の基準額(法定)を下回っている自治体
(道内主要都市)
・苫小牧市～医療分61万円、支援金分19万円、介護分16万円
(中核市)
・金沢市～医療分61万円、支援金分19万円、介護分16万円
・寝屋川市～医療分61万円、支援金分19万円、介護分17万円
・高知市～医療分63万円、支援金分19万円、介護分16万円

※基礎控除額 430,000円
※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき 1,000円減免
※7割・5割軽減世帯1人につき 500円減免
※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後) 5割減免

令和4年度保険料 ※限度額上げる				
医療分	支援金分	介護分	合計	差額
4,874,095	1,552,219	498,344		
8.51	2.70	2.43		
25,960	8,270	9,080		
26,950	8,590	7,040		
650,000	200,000	170,000	1,020,000	30,000
保険料	保険料	保険料	合計保険料	差額
23,640	6,530	5,550	35,720	0
47,940	14,250	13,030	75,220	-50
62,400	18,840	17,160	98,400	-140
83,680	25,590	23,230	132,500	-260
120,090	38,180	34,430	192,700	-340
137,110	43,580	39,290	219,980	-440
169,920	54,020	49,200	273,140	-540
186,940	59,420	54,060	300,420	-640
203,960	64,820	58,920	327,700	-740
220,980	70,220	63,780	354,980	-840
255,020	81,020	75,500	411,540	-1,040
289,060	91,820	85,220	466,100	-1,240
323,100	102,620	94,940	520,660	-1,440
357,140			575,220	-1,640
391,180			629,780	-1,840
425,220			684,340	-2,040
459,260			738,900	-2,240
493,300			793,460	-2,440
527,340			848,020	-2,640
561,380			902,580	-2,840
595,420			957,140	-3,040
629,460	199,820	170,000	999,280	9,280

賦課限度額を上げると、限度額超過世帯の保険料は上がりますが、その分、所得割の料率が下がるため、中間所得層の保険料が下がる効果があります。

※基礎控除額 430,000円
※基礎控除後所得167万円以下介護分1人につき 1,000円減免
※7割・5割軽減世帯1人につき 500円減免
※18歳未満均等割減免(他軽減制度適用後) 5割減免

答申案① 賦課限度額の据え置き

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要がある。ただし、コロナ禍より所得の減少が懸念されている状況の中で、直ちに法定限度額に改定することは、該当する被保険者にとって大きな負担増となることから、令和4年度は賦課限度額の合計額を現行の99万円に据え置き、令和6年度までに国の定める法定限度額に近づけていくこと。

答申案② 賦課限度額の拡大

※市の考え方

旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、基礎賦課限度額を63万円から65万円に2万円引き上げ、支援金賦課限度額を19万円から20万円に1万円引き上げ、賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である102万円に引き上げること。